

第7章 文化財の防災・防犯

1. 災害により想定される文化財の被害

①地震・津波

本市は、過去にも大地震により甚大な被害を受けている。宝永4年(1707)の地震により、横須賀湊は港としての機能を失った。嘉永7年(1854)の地震では、掛川城の天守台の石垣が崩れ、掛川宿では出火して火災となった。

現在、本市に著しい被害をもたらすおそれがある地震・津波として、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震の発生^の切迫性が指摘されている。駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震や南海地震、南海トラフ巨大地震などについても発生することが想定される。

②火災

フランスのノートルダム大聖堂や首里城の火災など世界各地で、貴重な文化財の火災による焼失が起きている。また近年、本市では建物火災や枯草火災が多発している。令和4年(2022)、西新町^{にししんまち}公民館の火災により、三熊野神社大祭の祢里行事に使用する道具の一部を焼失している。市街地の中心部には木造家屋の密集した地区があり、火災の延焼なども考えられる。歴史的建造物の多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙などの燃えやすい材質により作られているものが多く、火災により焼失する危険がある。

③風水害

全国的に、近年の気候変動により局地的な豪雨が発生しており、文化財が浸水や土砂崩れの被害を受ける事態も増えている。これまで、国指定史跡の高天神城跡では豪雨による斜面の土砂崩れを起こしている。令和4年(2022)の台風15号では、国指定史跡の横須賀城跡で一部の斜面が崩れた。降雨時には逆川が氾濫し、周辺地区に床上浸水が発生する場合もある。

④盗難などの人為的災害

全国的に、文化財が放火、落書き、破損、盗難といった人為的災害に遭うことが増えている。本市でも人口減少・高齢化により無人となった寺社や人目につきにくい本堂等に保管していた未指定の文化財が盗難に遭ったこともある。

また、国指定史跡和田岡古墳群の一つである吉岡大塚古墳で、車両侵入、器物破損の被害が確認されている。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針と取組

本市では、「掛川市地域防災計画」を作成し、総合的な防災対策に取り組んでおり、文化財の災害対策も位置付けされている。

国では「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」が定められている。また、令和2年（2020）に国立文化財機構本部に設置された「文化財防災センター」では、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そして災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を掲げ、多様な文化財の防災体制を構築するための事業に取り組んでいる。

県では「静岡県文化財保存活用大綱」を策定し、防災・災害発生時の対応を示している。

文化財は、火災、盗難等により一度被害を受けると、再び回復することができない。貴重な文化財を守るため、これらの計画や取組を踏まえて防災・防犯の取組を進める。

まず、日頃からの防災・防犯対策は重要である。文化財防災マップを作成し、情報の共有を図り、啓発活動を行っていく。また、これまで定期的に防災訓練を行ってきたが、今後、参加者の増加や取組施設の増加も進める。そして、指定文化財を中心として、防災・防犯の設備の設置も進める。

本市では、災害発生時の体制作りが十分ではない。国、県、周辺市町と災害時での連携が迅速に行える体制を整備する。災害時における対応については、マニュアルを作成し、県が構築する文化財等救済ネットワークへの救援要請や県を經由して文化財防災センターへ救援要請を行っていく。

課題

- ・ 文化財の防災・防犯対策が十分ではなく、文化財の情報共有や啓発活動も行われていない。
- ・ 防災訓練等による日常の予防対策が十分ではない。
- ・ 防災・防犯対策としての設備の設置が十分ではない。

方針

- ・ 文化財の所在や実態のわかる資料を作成し、行政と所有者等との文化財の情報共有、文化財の防災・防犯意識の啓発を図る。
- ・ 消防訓練や避難訓練を定期的を実施することにより、地域で文化財を守る意識を醸成するとともに、万が一の場合に協力を得ることができる体制づくりを進める。
- ・ 文化財とその周辺の定期的な見回り、防災や防犯のための設備の設置など、防犯対策を地域とともに実施することで、文化財の保護と地域コミュニティ力の維持向上を図る。

取組

No.25 文化財防災・防犯対策推進事業 新規

- 指定文化財を中心にして、防災・防犯対策が必要な文化財情報を整理し、文化財防災マップの作成や防犯啓発を推進する。また、地域自治会や警察、消防と情報共有し、地域が協力して防災・防犯体制づくりを推進する。

取組主体	市民	団体	専門家	市（文化スポーツ、危機管理）		
計画期間 (年度/令和)	6	7	8	9	10	11~15
事業費(千円)	50	50	500	100	100	500

No.26 文化財防災訓練実施事業 継続

- 定期的な防災訓練を実施する。(掛川城御殿、大日本報徳社、龍華院大猷院霊屋、三熊野神社本殿ではこれまでも実施。取組施設を広げる)

取組主体	市民	団体	市（文化スポーツ、消防）			
計画期間 (年度/令和)	6	7	8	9	10	11~15
事業費(千円)	-	-	-	-	-	-

No.27 防災・防犯設備設置事業 新規

- 文化財防災マップの作成により、防災・防犯の設備が必要となった文化財には、設備の設置を順次していく。

取組主体	市民	団体	市（文化スポーツ、危機管理、消防）			
計画期間 (年度/令和)	6	7	8	9	10	11~15
事業費(千円)	-	-	500	500	500	2,500

課題

- ・ 災害発生時の体制作りができていない。
- ・ 地域の状況に応じた災害時のマニュアルが作成されていない。

方針

- ・ 災害発生時の被災情報の収集、関係者間での情報共有、適切なレスキュー活動といった一連の活動を円滑に進めるため、県を核とした、県文化財等救済ネットワークの構成団体、県文化財等救済支援員、県文化財建造物監理士と協力し、災害に強い体制をつくる。
- ・ 万が一の場合に地域の協力を得られるよう、文化財の特性や地区の現況に応じた、発災時、発災後の具体的なマニュアル作りを検討する。
- ・ 災害時には、県が構築する文化財等救済ネットワークへの救援要請や県を經由して文化財防災センターへ救援要請が行える体制をつくる。

取組

No.28 文化財ネットワーク整備事業 新規

- 災害発生時の情報共有、レスキュー活動への依頼、協力を円滑に行うため、県、周辺市町、大学、企業とのネットワークを活用した体制をつくる。

取組主体	文化財ネットワーク、危機管理、県						
	市民	団体	専門家	市	9	10	11~15
計画期間 (年度/令和)	6	7	8	9	10	11~15	
事業費(千円)	-	-	50	50	50	250	

No.29 文化財防災力強化事業 新規

- 災害に関する講座の開催や震災以降各地に発足した文化財(資料)レスキューと連携できる各文化財に応じたマニュアルを作成する。

取組主体	文化財ネットワーク、危機管理、県						
	市民	団体	専門家	市	9	10	11~15
計画期間 (年度/令和)	6	7	8	9	10	11~15	
事業費(千円)	-	100	100	100	100	500	

